（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に２番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を削ったもの

⑵　いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したもの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの（以下「圧搾煮干し」という。）を削ったもの

⑶　（略）

２　この規約で「事業者」とは、削りぶしを製造して販売する事業者及びこれに準ずる事業者であって、この規約に参加するものをいう。

３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する削りぶしの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。

⑴　商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

⑵～⑸　（略）

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、削りぶしの容器包装に、次に掲げる事項を、それぞれ削りぶしの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、容器包装を開かないでも容易に見ることができる場所に邦文で、明瞭に表示しなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　添加物（添加物を使用したものに限る。）

⑷　原料原産地名（かつお削りぶしに限る。）

（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあつては、表面を削つたもの）に２番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を削つたもの

⑵　いわし、あじ等の魚類を煮熟によつてたん白質を凝固させた後乾燥したもの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によつてたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの（以下「圧搾煮干し」という。）を削つたもの

⑶　（略）

２　この規約で「事業者」とは、削りぶしを製造して販売する事業者及びこれに準ずる事業者であつて、この規約に参加するものをいう。

３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する削りぶしの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

⑴　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

⑵～⑸　（略）

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、削りぶしの容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ削りぶしの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で、明りように一括して表示しなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑸　密封の方法（気密性のある容器包装に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものに限る。）

⑹　圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを10パーセント以上配合したものに限る。）

⑺　（略）

⑻　（略）

⑼　保存の方法

⑽　（略）

⑾　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量

⑿　食品関連事業者（食品表示法第２条第３項第１号の食品関連事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

⒀　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）

⒁　名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合又は２種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものであって商品名に使用した全ての魚類の名称を使用していない場合に限る。）

２　アレルゲンを含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

３　紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

（特定用語の表示事項）

第４条　（略）

⑴　（略）

⑵　「手火山焙乾」、「低温熟成」、「血合抜き」、「遠赤外線焙焼」等の製法

⑶　（略）

⑷　「薩摩沖でとれたかつお」、「○○近海」等原料魚のとれた場所

⑸～⑺　（略）

⑶　密封の方法（不活性ガスを充てんし、かつ、気密性のある容器等に入れられたものに限る。）

⑷　圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを45パーセント以上配合したものに限る。）

⑸　（略）

⑹　（略）

⑺　保存方法

⑻　（略）

⑼　製造業者等の氏名又は名称及び住所

２　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

３　紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

（特定用語の表示事項）

第４条　（略）

⑴　（略）

⑵　「手火山焙乾」等の製法

⑶　（略）

⑷　「薩摩沖でとれたかつお」等原料魚のとれた場所

⑸～⑺　（略）